

亀山市鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源を守り継ぐ条例（案）

亀山市は、鈴鹿山脈や布引山地を源とした鈴鹿川及び中ノ川を有し、その源流域は、豊かな森林に覆われ、多様な生物を育む生態系を支えています。

鈴鹿川最上流域にある鈴鹿峠周辺は、いにしえより「鈴鹿」の地名の発祥の地であると言われ、かつては鈴鹿山と呼ばれた山々から流れ出た水は、古くは万葉集にも詠まれた鈴鹿川となり、布引山地を源とする水系と合流して広範な鈴鹿川水系を形成し、その流域には、豊かな水の恩恵により貴重な歴史文化が築かれてきました。

また、鈴鹿川等源流域は、水源のかん養、土砂流出の防止等の市民の暮らしを支える公益的機能も有していることから、本市は、これらの源流域について、鉱区禁止地域の指定を受けるなど、公益的機能を確保する取組みを行ってきました。

しかし、近年、鈴鹿川等源流域に位置する集落では、過疎化や少子高齢化が進展し、そこに暮らす人々だけでは、これらの源流域の自然環境と歴史的資源を守っていくことが難しくなっています。

このため、先人たちが時代を超えて継承してきた鈴鹿川等源流域の自然環境と歴史的資源に改めて誇りを感じ、その自然環境等がかげがえのない財産として守り、次世代に継承していくため、この条例を制定します。

（目的）

第1条 この条例は、亀山市環境基本条例（平成17年亀山市条例第104号）の基本理念にのっとり、鈴鹿川等源流域の自然環境及び歴史的資源（以下「鈴鹿川等源流域の自然環境等」という。）の保全及び活用（以下「源流域の保全等」という。）に関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、鈴鹿川等源流域の自然環境等を守り、継承することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 鈴鹿川等源流域 鈴鹿川及び中ノ川の源流域であって、鉱区禁止地域に指定された亀山市西部森林地域及び関宿周辺地域をいう。
- (2) 鉱区禁止地域 鉱業等に係る土地利用の調整手続等に関する法律（昭和25年法律第292号）第23条第1項の規定により指定された地域をいう。
- (3) 鈴鹿川最上流域 河川法第4条第1項の水系を指定する政令（昭和40年政令第43号）第55号に規定する鈴鹿川水系の鈴鹿川本流の加太川合流点から上流域をいう。

(市の責務)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、源流域の保全等に関する施策を総合的に策定し、計画的に推進するものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、源流域の保全等に関する活動に参画し、及び市が実施する源流域の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、鈴鹿川等源流域において自らが行う経済活動と鈴鹿川等源流域の自然環境等との調和を図るよう、及び市が実施する源流域の保全等に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(生物の多様性の確保)

第6条 市は、鈴鹿川等源流域における生物の多様性（生物多様性基本法（平成20年法律第58号）第2条に規定する生物の多様性をいう。）を確保し、その恵沢を将来にわたって享受するため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(森林及び農地の保全及び活用)

第7条 市は、鈴鹿川等源流域において、公益的機能を持続的に発揮させるために行う、森林の区分（重視すべき公益的機能に応じて森林を区分することをいう。）に応じた森林及び地域の特性に応じた農地の保全及び活用を図るため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

（大規模な森林伐採等の行為に対する措置）

第8条 市は、鈴鹿川等源流域の自然環境の保全を図るため、大規模に森林を伐採し、及び土地を改変する行為（森林施業のための行為を除く。）に対し、必要な措置を講ずるものとする。

（鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用）

第9条 市は、鈴鹿川最上流域における特有の歴史的資源の保全及び活用に関し、必要な措置を講ずるものとする。

（多様な主体との連携及び協力）

第10条 市は、市民、事業者及びこれらの者で構成する団体（以下これらを「市民等」という。）並びに有識者と相互に連携し、又は協力して源流域の保全等に関する施策を推進するものとする。

（情報の提供）

第11条 市は、市民等が自発的に行う源流域の保全等に関する活動を促進するため、必要な情報を適切に提供するよう努めるものとする。

（鈴鹿川等源流域の自然環境等と触れ合う機会の創出）

第12条 市は、鈴鹿川等源流域の自然環境等を大切にする心の醸成を図るため、市民がその自然環境等と触れ合う機会を創出するよう努めるものとする。

（財政上の措置）

第13条 市は、源流域の保全等に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

（関係行政機関への協力要請）

第14条 市は、源流域の保全等のため必要があるときは、国及び他の地方公共団体に対し、必要な協力を要請するものとする。

(委任)

第15条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに現に着手している事業の実施に伴い、森林を伐採し、及び土地を改変する行為については、第8条の規定は、適用しない。